

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている
植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案に関する意見・情
報の募集の結果について

令和7年8月26日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

令和6年4月18日付け案件番号550003905の植物防疫法施行規則の一部を改正する省令及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等に関しては、令和6年5月17日の受付締切日までの間、e-Govに掲載することを通じ、広く国民の皆様から御意見・情報を募集したところ、1通（計1件）の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とその御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】

消費・安全局植物防疫課国際室

代表：03-3502-8111（内線 4565）

直通：03-3502-5978